

砥部町中小企業振興資金保証料補給金交付要綱

砥部町告示第 19 号

平成 30 年 3 月 20 日

(目的)

第 1 条 この告示は、砥部町中小企業振興資金融資要綱（平成 30 年砥部町告示第 18 号。以下「融資要綱」という。）に基づく融資を受けた者に対し、保証料を補給することにより、その経営の安定を図り、商工業の振興に資することを目的とする。

(保証料補給の対象となる資金)

第 2 条 保証料補給の対象となる資金は、融資要綱に基づき融資される資金のうち、期限内までに完済されたものとする。ただし、当該貸付返済日までに完済しないことについて、災害その他町長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(保証料補給の対象者)

第 3 条 保証料の補給を受けることができる者は、融資要綱に基づく融資を受け、期限内に完済した者とし、完済時においても融資要綱第 9 条に規定する要件を満たしていることとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由の発生等により、納期の遅れたものについては、町長が特に必要と認めた場合に限り補給することができるものとする。

(保証料補給金の額)

第 4 条 保証料補給金の額は、前条に規定する者が愛媛県信用保証協会に対して支払う保証料の全額（ただし、繰上げ償還した場合は、繰上げ償還した日までの保証料）を予算の範囲内において補給するものとする。

(保証料補給金の申請)

第 5 条 保証料の補給を受けようとする者は、砥部町中小企業振興資金保証料補給金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(保証料補給金の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、砥部町中小企業振興資金保証料補給金交付決定通知書
(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(保証料補給金の請求)

第7条 前条の規定により補給金交付の決定の通知を受けた申請者は、砥部町中
小企業振興資金保証料補給金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、保証料の補給に関し必要な事項は、町長
が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

砥部町長 様

住 所

申請者

氏 名 ⑩

砥部町中小企業振興資金保証料補給金交付申請書

砥部町中小企業振興資金保証料補給金交付要綱第5条の規定により、次のとおり保証料補給金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

申請額 金 円

1 保証料補給申請明細書	
融 資 金 融 機 関 名	
融 資 金 額	
資 金 用 途	
融 資 期 間	
融 資 決 定 年 月 日	
融 資 完 済 年 月 日	
支 払 済 保 証 料 額	
2 期限内完済証明書	
申請者は、上記明細のとおり期限内に融資金を返済したことを証明します。 年 月 日 砥部町長 様 金融機関名 支店長氏名 ⑩	

添付書類

町税完納証明書（未納がない証明書）

砥部町指令 砥商第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

砥部町中小企業振興資金保証料補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砥部町中小企業振興資金保証料補給金
について、下記のとおり決定いたしましたので、砥部町中小企業振興資金保証料
補給金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

年 月 日

砥部町長 様

住 所

申請者

氏 名 ⑩

砥部町中小企業振興資金保証料補給金請求書

年 月 日付け、砥部町指令 砥商第 号で交付決定のあった砥部町中小企業振興資金保証料補給金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先の金融機関名等

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名等	支店 支所
口座種別	口 座 番 号	フリガナ	
1 普通 2 当座		口座名義	